

健保組合からのお知らせ

マイナンバー利用に伴い、一部の届書が変更します

マイナンバー制度の利用開始に伴い、平成29年1月から「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届（附、国民年金第3号被保険者届）」の様式が変更になり、個人番号記入欄が設けられました。提出の際には、個人番号（マイナンバー）を記入して提出してください。

各種給付金申請（請求）書にも個人番号記入欄が設けられましたので、当組合のホームページからダウンロードしてご使用ください。（記号・番号を記入された場合には、個人番号の記入は不要です。）

「被扶養者（異動）届」は、現在、調製していますので、現行の届書に「個人番号記入票」を添付して提出してください。新様式が調製されましたら、改めてお知らせいたします。

個人番号（マイナンバー）の記入がある届書を郵送で提出する場合は、事故防止のため、配達記録が残る郵便（特定記録郵便等）をお勧めします。

なお、「被保険者資格喪失届」等は様式変更しておりませんので、現行の様式をご使用ください。

健康保険 被保険者資格取得届

個人番号記入欄を追加しました。

短時間労働者チェック欄を追加しました。

被扶養者である方がパート等で下記条件を満たしている場合で、勤務先の被保険者となる方は、「被扶養者（異動）届」の届出をしてください。

- 週の所定労働日数が20時間以上あること
- 雇用期間が1年以上見込まれること
- 賃金月額が8万8千円以上あること
- 学生でないこと
- 常時501人以上の事業所（特定適用事務所）に勤めていること

適用拡大により被保険者の適用対象になると健康保険の給付、厚生年金保険の年金給付が手厚くなり、安定した収入源の確保につながります。

厚生年金保険適用関係届及び国民年金第3号被保険者届 の提出先が変わります

厚生年金保険適用関係届及び国民年金第3号被保険者届については、当組合から日本年金機構事務センターへ回付していましたが、平成29年1月からは事業主様から直接、日本年金機構事務センターへ提出していただくことになりました。なお、第3号被保険者届の提出の際には、昨年10月17日にお知らせしましたとおり、事業主証明等（健康保険証の写しでも可）を添付してください。当組合を経由して回付する場合は、事務委託契約が必要になります。

厚生年金保険適用関係届の提出先

兵庫県：日本年金機構兵庫事務センター (078)291 4123

〒651 8514 神戸市中央区脇浜町2-1-14 神戸脇浜ビル3階

大阪府：日本年金機構大阪広域事務センター (06)6241 9601

〒541 8533 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル9階



特定健診の受診はお済ですか？

40歳から74歳までの被扶養者の皆さまに特定健康診査受診のご案内をさせていただきましたが、受診はもうお済でしょうか。未受診の方はぜひこの機会に受診しましょう。受診券は有効期限以降は受診できませんので、有効期限を過ぎている方は受診券を差し替えますので、特定健康診査受診券申請書により申請してください。かかりつけ医でも受診できますので、健康チェックのため、是非とも受診してください。

特定保健指導を受けましょう

「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者に「特定健診・特定保健指導」が義務づけられ、加入員の皆さまに対して特定健診・特定保健指導を実施しております。

この事業は、当組合が委託契約したSOMPORリスクアマネジメントの健康相談員（主に保健師）が勤務先またはご自宅を訪問し、健康診断の結果を基に専門的な立場から助言を行い、心血管疾患や糖尿病の重症化予防を支援するものです。

対象者様には、文書でご案内をさせていただきますので、事業主様におかれましては、本事業への積極的な参加を奨励していただきますようお願いいたします。